

会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

サポート短期資金のご案内

～年末の資金需要対策にご利用できます～ 《千葉県制度融資》

年末の一時的な資金需要に対応できる短期資金がご利用できます。

○一時的な資金需要に対応する短期資金です。1年以上同一事業を営む県内の小規模企業者及び中小企業者の方が対象です。※原則無担保となります。

《資金の概要》

(1) 小口零細企業保証枠

対象者	業歴1年以上の小規模企業者 ^{*1} の方で、かつ信用保証協会の保証債務残高の合計が1,250万円以内のもので一時的な資金を必要とする方 ^{*2}
資金用途	運転資金
融資限度額	1小規模企業者1,200万円以内
融資期間	6ヶ月以内(一括償還)、1年以内(割賦償還)
融資利率	年1.0%
保証料率	年0.45%～2.15%
保証人等	法人代表者以外原則不要
担保	原則無担保

※1中小企業者等のうち、従業員20人(商業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は5人)以下の方

※2NPO法人はご利用になれません。ただし、NPO法人が医業を主たる事業とする小規模企業者である場合は利用できます。

(2) 一般枠

対象者	(1)以外の業歴1年以上の中小企業者の方であって、一時的な資金を必要とする方
資金用途	運転資金
融資限度額	1中小企業者等1,200万円以内 1組合1,800万円以内 (組合員への転貸1,200万円×希望組合員数)
融資期間	6ヶ月以内(一括償還)、1年以内(割賦償還)
融資利率	年1.2%
保証料率	年0.40%～1.85%
保証人等	法人代表者以外原則不要
担保	原則無担保

○申込先 千葉県制度融資取扱金融機関
(県内に本支店のある金融機関)
○問い合わせ先 千葉県商工労働部経営支援課
TEL: 043-223-2707

障害者委託訓練(企業実践コース)委託機関募集

☆企業や社会福祉法人等が千葉県と委託契約を結び実施する短期の公共職業訓練です。

☆障害者雇用の経験の無い企業や精神障害者等の雇用を検討されている企業の方は、就労支援機関から直接支援を受けながら訓練を実施することができます。

【障害者委託訓練を活用するメリット】

- ①障害者雇用をイメージできます。
- ②現場に対応した訓練を実施することができます。

【障害者委託訓練の受講対象者】

障害のある方で、

- ①訓練開始日において65歳未満の方
- ②公共職業安定所に求職登録されている方
- ③訓練を受けることにより就労が見込める方
- ④症状が安定しており、訓練受講に支障のない方

☆受講は無料です。

【委託費(上限)】訓練生1人につき
中小企業等 97,200円/月(税込)
中小企業等以外 64,800円/月(税込)

—お問い合わせ—
千葉県立障害者高等技術専門学校
TEL: 043-291-7744
委託訓練担当者まで